

議案第64号

佐野市個人情報保護条例の改正について

佐野市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年9月3日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

佐野市個人情報保護条例（平成17年佐野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第26条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

デジタル庁設置法の制定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第64号参考資料

佐野市個人情報保護条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(情報提供等記録の提供先等への通知)</p> <p>第26条の2 実施機関は、訂正決定等に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号利用法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p>	<p>(情報提供等記録の提供先等への通知)</p> <p>第26条の2 実施機関は、訂正決定等に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号利用法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p>